

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 6 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	漁業センサス	2
2	一般統計調査の承認	5
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	7
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	8
	(2) 変更	10

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30. 6. 27	漁業センサス	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課 センサス統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	漁業センサス
承認年月日	平成30年6月27日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、漁業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>第1次漁業センサスは、農林水産業調査（指定統計第3号）の一環として昭和24年3月1日現在で行われた。第2次漁業センサス（昭和29年1月1日。漁業従事者世帯調査は、昭和28年11月1日現在）から指定統計第67号として5年目ごとに行う方針がとられたが、昭和33年には、これに代えて、沿岸漁業臨時調査（指定統計第96号）が行われた。</p> <p>2013年漁業センサスでは、全ての調査票がOCR対応調査票に変更された。また、海面漁業調査のうち、団体経営体向けの3つの調査票（会社用、漁業協同組合等用及び共同経営用）を団体経営体用として統合された。</p> <p>2018年漁業センサスでは、漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象の範囲から漁業管理組織を除外し、オンライン調査の全面導入を行う。</p>
調査票の構成	1－漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用） 2－海面漁業地域調査票 3－内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用） 4－内水面漁業地域調査票 5－流通加工調査 魚市場調査票 6－流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票
公表	インターネット及び印刷物（概要：平成31年8月末、詳細：平成31年12月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年調査の変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査対象の範囲について、「能取湖」「温根沼」の2湖沼を追加、②漁業経営体調査票、内水面漁業経営体調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票において、注意書きの表現の適正化</p>
調査票－1	漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用）
対象範囲（地域）	原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	漁業経営体
客体数／母集団数	約95,000
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（市区町村が作成する名簿）
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）の実績）
調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、2. 個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
調査票－2	海面漁業地域調査票
対象範囲（地域）	原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
対象範囲（属性）	漁業協同組合
客体数／母集団数	約950
選定方法	全数

母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 資源管理・漁場改善の取組、2. 会合・集会等の開催状況、3. 活性化の取組
調査票－3	内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）・Ⅱ（団体経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	1. 内水面漁業に係る漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む漁業経営体、2. 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営む漁業経営体
客体数／母集団数	約5,500
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】調査員・郵送、【取集】調査員・職員・郵送・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況、2. 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
調査票－4	内水面漁業地域調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	内水面組合
客体数／母集団数	約1,000
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成30年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成30年10月15日～11月20日
調査事項	1. 組合員数、2. 漁場環境、3. 遊漁の状況、4. 活性化の取組
調査票－5	流通加工調査 魚市場調査票
対象範囲（地域）	全国

対象範囲（属性）	魚市場
客体数／母集団数	約 850
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成 31 年 1 月 1 日現在（一部の項目については、過去 1 年間（平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－報告者
調査周期	5 年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成 31 年 1 月 10 日～1 月 31 日
調査事項	1. 魚市場の施設及び取扱高、2. その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
調査票－6	流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所
客体数／母集団数	約 10,000
選定方法	全数
母集団情報	客体名簿（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿）
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・オンライン
把握時	平成 31 年 1 月 1 日現在（一部の項目については、平成 30 年 11 月 1 日現在又は過去 1 年間（平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日）の実績）
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5 年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）
実施期間又は提出期限	平成 31 年 1 月 10 日～1 月 31 日
調査事項	1. 事業内容、2. 従業者数、3. その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
航空貨物動態調査	平成30年6月4日	国土交通省航空局 航空ネットワーク部 空港計画課	国内航空貨物の流動パターン、品目等を把握し、航空貨物の需要動向予測、航空貨物輸送体系の分析及び空港整備の検討に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	80社	全数	郵送 オンライン	2年	平成30年10月又は11月に国土交通省が定める日(平日1日) 記入された調査票は、調査実施日の翌日から1か月後までに回収	
国際航空貨物動態調査	平成30年6月4日	国土交通省航空局 航空ネットワーク部 空港計画課	国際航空貨物の国内流動パターン・国際流動パターン、品目等を把握し、航空貨物の需要動向予測、航空貨物輸送体系の分析及び空港整備の検討に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	320社	全数	郵送 オンライン	2年	平成30年10月又は11月に国土交通省が定める日(平日1日) 記入された調査票は、調査実施日の翌日から1か月後までに回収	
国際航空旅客動態調査	平成30年6月6日	国土交通省航空局 航空ネットワーク部 空港計画課	国際航空旅客の個人属性・国内流動・国際流動・アクセス交通機関及び空港選択理由等を把握し、国際航空旅客の総合的な動態を捉え、国際航空旅客の需要動向予測、空港アクセス手段の分析等のための基礎資料を作成することを目的とする。	全国	3	36,000人	無作為抽出	調査員	1年	毎年8月及び11月に国土交通省が定める日(調査日は天候不順等により翌月まで順延する可能性がある。)	
民間非営利団体実態調査	平成30年6月12日	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 国民支出課	民間非営利団体の収入、経費及び投資額等を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、国民経済計算推計のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年6月下旬～9月下旬	
食品流通段階別価格形成調査	平成30年6月14日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	生産者、集出荷団体、仲卸業者、小売業者を対象に出荷先別販売金額、各段階での仕入・販売金額等を把握し、その結果を用いて多様な流通における青果物の生産者受取価格等の価格形成や出荷先別販売金額の割合等の実態を捉えることにより、農業競争力強化支援法における農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方の検討を始め、次期食料・農業・農村基本計画の見直し検討及び食料の安定供給の確保に向けた食料流通の効率化・高度化、流通構造改革等の推進に必要な資料を整備することを目的とする。	全国	10	51,689経営体 2,136団体 3,146業者	全数 無作為抽出 有意抽出	職員 郵送 オンライン	1回限り	平成30年7月上旬～9月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、次回調査に向けて、目標回収率の設定及び回収率向上方策の内容について、検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認
水害統計調査	平成30年6月21日	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課	洪水、内水氾濫、高潮等の水害により、個人・法人等が所有する資産、河川、道路等の公共土木施設及び運輸、通信等の公益事業等施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	14,000世帯 2,900事業所 42都道府県(市区町村を含む。) 500事業者	全数	職員 郵送 オンライン	1年	調査実施年の翌年1月末	
住生活総合調査	平成30年6月21日	国土交通省住宅局住宅政策課	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	120,000世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月～12月	
雇用均等基本調査	平成30年6月25日	厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握し、雇用環境・均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	6,000企業 6,000事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～10月31日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
若年者雇用実態調査	平成30年6月27日	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	事業所における若年労働者の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識など若年者の雇用実態について、事業所側、労働者側の双方から把握することにより、若年者の雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。	全国	2	17,000事業所 30,000人	無作為抽出	郵送	不定期	[事業所票] 平成30年9月22日～ 10月15日 [個人票] 平成30年10月11日 ～11月30日	
法人企業統計調査 附帯調査(四半期別GDP速報(1次速報)のための一部項目早期調査)	平成30年6月28日	財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課	国民経済計算の四半期別GDP速報の作成に必要な調査事項等を把握し、結果公表の早期化や年次推計との整合性の確保、報告者負担等について検証するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	6,000企業	全数	郵送 オンライン	四半期	6月、9月、12月、3月のそれぞれ翌々月上旬	

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.6.8	医師・歯科医師・薬剤師調査	厚生労働省政策統括官付 参事官付保健統計室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	三重県子ども条例に基づくアンケート調査	平成30年6月1日	三重県子ども・福祉部少子化対策課	三重県では、「三重県子ども条例」に基づき、「子どもが豊かに育つことができる地域社会」の実現を目指し、様々な取組を進めており、県政運営の参考とするため、子どもを取り巻く状況や大人の意識などを把握することを目的とする。	三重県全域	3	11,252人	無作為抽出 有意抽出	郵送	3～4年	平成30年6月25日～ 8月下旬
	スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査	平成30年6月4日	静岡市観光交流文化局スポーツ振興課 静岡市市民局生涯学習推進課	静岡市スポーツ推進計画及び静岡市生涯学習推進大綱の見直しの参考資料とすることを目的とする。	静岡市全域	3	6,100人	無作為抽出 有意抽出	郵送 学校・施設を通じて配布・回収	不定期	平成30年6月14日～ 7月13日
	東京都 多様な働き方に関する実態調査(テレワーク)	平成30年6月6日	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	東京都では、2020年東京大会期間中の都内交通の混雑緩和や、ソフトラグシーとして多様なワークスタイルを定着させるため、2020年東京大会までに企業のテレワーク導入率35%という目標を掲げ、テレワークの推進に取り組んでいる。そのため、普及状況の把握や、今後の的確な施策展開の一助とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょ地域を除く)	3	10,000企業 22,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年6月15日～ 7月15日
	消費生活に関する県民意識調査	平成30年6月6日	鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター	鳥取県消費者教育推進計画の改訂にあたり、消費生活に関する県民の意識やニーズを把握し、消費者被害を未然に防止するために、効果的な啓発・広報実施の基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則3年)	平成30年7月9日～ 8月8日
	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査	平成30年6月7日	名古屋市子ども青少年局企画経理課	名古屋子ども条例に基づく「子どもに関する総合計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料を収集することを目的とする。	名古屋市全域	4	42,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	平成30年7月2日～ 7月23日
	山形県子どもの生活実態調査	平成30年6月8日	山形県子育て推進部子ども家庭課	子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条に基づき、山形県の子どもの貧困の実態を把握し、今後の施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	山形県全域	2	7,800世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年7月中旬～ 8月上旬
	さいたま市生涯学習に係る基礎調査	平成30年6月8日	さいたま市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課	さいたま市民の生涯学習活動に関する実態とニーズの調査及び生涯学習団体(サークル、グループ等)の活動実態等を把握し、「第2次さいたま市生涯学習推進計画」次期計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	さいたま市 全域	2	2,500人 3,000団体	無作為抽出 有意抽出	職員 郵送	1回限り	平成30年7月1日～ 7月17日 平成30年7月1日～ 8月15日
	愛知県重症心身障害児者実態調査	平成30年6月12日	愛知県健康福祉部障害福祉課	主に愛知県内(名古屋市を除く)各地域で暮らす重症心身障害児者やその家族の状況や必要としている支援の状況を調査し、今後の障害福祉施策の基礎資料とすることを目的とする。	愛知県全域 (名古屋市を除く) ※他県に住所を有する施設入所者で、県内の市町村が支給決定又は児童相談所が措置をしている場合は対象とする。	1	2,400人	全数	郵送	1回限り	平成30年8月31日
	平成30年度市内事業者経営状況実態調査	平成30年6月15日	川崎市経済労働局産業政策部企画課	市内経済状況を把握し、その変化を分析するための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市全域	1	4,000事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年6月20日～ 7月30日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	大阪府 食品ロス削減の取組状況等に関するアンケート調査	平成30年6月18日	大阪府環境農林水産部流通対策室	大阪府内の食料品製造業における食品ロス削減に向けた取組状況等を把握することにより、食品ロス削減施策の立案について検討するための基礎資料を作成することを目的とする。	大阪府全域	1	600事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年6月下旬～7月中旬
	横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査	平成30年6月19日	横浜市子ども青少年局総務部企画調整課	子育て家庭の状況や意向を把握し、次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成32～36年度)の策定に向けた検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	横浜市全域	2	129,035人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年6月中旬～7月中旬
	神戸市における健康に関する調査(市民の健康とくらしに関する調査)	平成30年6月22日	神戸市保健福祉局健康部健康政策課	神戸市民の体やこころの健康状態、社会生活状況などを把握分析し、適切な健康増進政策の実施につなげていくための基礎資料を得ることを目的とする。	神戸市全域	1	20,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年8月1日～8月24日
	和歌山県子供の生活実態調査	平成30年6月28日	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課	和歌山県内の子供とその保護者へのアンケート調査及び子供や保護者の相談・支援に関わる機関の従事者に対する調査を実施し、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに「和歌山県子供の貧困対策推進計画」に基づき取り組む各施策や支援制度について検証を行い、本県の子供の貧困対策をより効果的に推進していくことを目的とする。	和歌山県全域	3	33,900人	全数 有意抽出	郵送 学校配布	1回限り	平成30年7月9日～7月31日
	平成30年度企業の協働等に関する意識調査	平成30年6月29日	新潟県県民生活・環境部県民生活課	新潟県内企業の非営利活動団体との協働及び社会活動に関する意識・取組状況等を把握し、非営利活動団体と企業との協働を促進するための施策等に活用する基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	500社	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年7月中旬～8月上旬
	地場産業の事業展開に関する調査	平成30年6月29日	大阪府商工労働部商工労働総務課	近年地域産業活性化の中心となる地場産業の企業行動や地域事業への取組状況を把握し、京都府、大阪府、兵庫県としての地域産業資源を活かした取組による地域活性化に向けた取組の支援施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府 大阪府 兵庫県 全域	1	2,007社	全数	郵送	1回限り	平成30年7月23日～8月10日
	平成30年度香川県ひとり親世帯等実態調査	平成30年6月29日	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	香川県ひとり親家庭等自立促進計画を策定するにあたり、県内のひとり親家庭等の実態を把握し、今後の母子父子寡婦福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	香川県全域	3	3,480人	全数 無作為抽出	郵送 市町窓口 連合会に依頼	不定期 (おおむね5年)	平成30年8月1日～9月1日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	多様な人材の雇用と活躍に関するアンケート調査	平成30年6月11日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	人材の確保・定着と生産性に影響する企業の現状や取組、障がい者雇用の阻害要因や雇用可能性、雇用・定着の要因を把握し、大阪府の雇用促進施策とその対象の明確化に関する基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	4,628事業所・ 企業	無作為抽出 有意抽出	郵送	1回限り	平成30年6月中旬～ 7月31日
	新潟市景況調査	平成30年6月11日	新潟市経済部産業 政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期:毎年7月上旬～ 7月下旬 下期:毎年1月上旬～ 1月下旬
	賃金等調査	平成30年6月12日	福岡県福祉労働部 労働局労働政策課	福岡県内の民営事業所に雇用される常用労働者及びパートタイム労働者の平均賃金等労働条件の実態及び賃上げの状況を明らかにすることを目的とする。	福岡県全域	2	1,200事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月下旬～ 8月下旬
	企業・事業所行動調査	平成30年6月14日	岩手県政策地域部 調査統計課	県民、企業・事業所、各種団体、行政の適切な役割分担という観点から、「いわて県民計画」に掲げる企業・事業所の役割に関して、企業・事業所がどの程度行動あるいは実践しているかなどを把握し、その割合を一層高めていくための施策評価や施策の企画・立案等に活用する。	岩手県全域	1	1,000事業所	全数 無作為抽出	郵送	2年	平成30年7月中旬～ 7月下旬
	働き方改革推進実態調査 (変更前の名称:雇用管理 実態調査)	平成30年6月15日	山口県商工労働部 労働政策課	山口県の働き方改革に関する企業の実態を調査し、県内における働き方改革の取組の中間検証及び今後の働き方改革推進の基礎資料とすることを目的とする。	山口県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	2年	平成30年7月1日～ 8月31日
	ひとり親世帯等実態調査	平成30年6月18日	名古屋市子ども青少年 局子ども未来企画 担当部	名古屋市におけるひとり親世帯(母子世帯、父子世帯、両親のいない子のいる世帯及び寡婦世帯)の生活実態と生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	名古屋市全域	1	5,200世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年7月中旬～ 7月末日
	東京の中小企業の現状に関するアンケート調査(製造業編)	平成30年6月19日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内に立地する中小企業の経営実態を実証的に把握し、経営活動と経営環境に対する認識状況等の分析を通じて、都内で経営を維持発展させていくための経営課題等を抽出するとともに、産業振興のための課題を検討することを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	1	10,000企業	無作為抽出	郵送	3年	平成30年7月中旬～ 8月上旬
	大阪府労働関係調査	平成30年6月25日	大阪府商工労働部 総合労働事務所南 大阪地域労政課	大阪府内の民間事業所に働く労働者について、雇用形態別に労働者数、労働時間、休日休暇、その他の労働条件等の実態を把握し、労働施策等の基礎参考資料とするとともに、労務管理改善等の基礎資料や関係諸機関等の参考に資することを目的とする。	大阪府全域	1	6,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月中旬～ 9月21日
	高知県工業統計補完調査	平成30年6月27日	高知県総務部統計 分析課	高知県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興施策等の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	900事業所	全数	郵送	経済セン サス-基礎 調査及び 経済セン サス-活動 調査の実 施年以外 の8月～11 月の1か月 間	経済センサス-基礎調 査及び経済センサス- 活動調査の実施年以外 の8月～11月の1か月 間

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	地震・津波県民意識調査 (変更前の名称:地震・津波 に対する県民意識調査)	平成30年6月27日	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策 課	防災意識や地震防災対策及び津波避難対策の現状 を把握・分析するとともに、県民の行政機関への要望 を知ることにより、今後の防災対策の進め方に反映さ せることを目的とする。	高知県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成30年7月上旬～ 7月中旬
	労働状況実態調査	平成30年6月27日	川崎市経済労働局 労働雇用部	川崎市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用状況 を中心とした労働事情を明らかにし、勤労者福祉の向 上及び各事業所の企業活力の増進に資することを目 的とする。	川崎市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月1日～ 8月最終金曜日
	新潟県・新潟市賃金労働 時間等実態調査	平成30年6月29日	新潟県産業労働観 光部労政雇用課 新潟市経済部雇用 政策課	新潟県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃 金、労働時間、休日等労働条件の事態を明らかにし、 労務管理の改善、労使関係の安定化のための基礎資 料とすることを目的とする。	新潟県全域	1	4,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月31日～ 9月30日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。